

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 128 件

厚生年金関係 128 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所から送付された「ねんきん定期便」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。私は、同社に平成22年5月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成22年5月の給料支払明細書、A社から提出された退職証明書、所得税源泉徴収簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失日を誤って平成22年5月31日として届け出たとしていることから、年金事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月1日から11年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成10年4月1日から12年7月21日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成10年4月以降の標準報酬月額が従前の59万円から30万円に大幅に引き下げられていることが分かった。申立期間については、給与額は同年3月以前と変わっていなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成10年4月1日から11年1月1日までの期間について、申立人が所持する「平成10年分の所得税の確定申告書（控）」に記載された社会保険料額から求められる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しており、当該期間当時の状況が確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年1月1日から12年7月21日までの期間については、申立人が所持する「平成11年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料等の金額及び「平成13年度市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」に記載された12年分の社会保険料から算定される厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算定される厚生年金保険料控除額とほぼ符合している。

また、申立人は当該期間に係る給与支払明細書等を所持しておらず、A社は既に閉鎖されている上、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、当時の複数の元同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる資料及び陳述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成10年4月は16万円、同年5月から同年9月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年10月1日まで

年金事務所から届いた「ねんきん定期便」の「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄に記載されている申立期間に係る標準報酬月額及び保険料納付額が、手元に保管しているA社の申立期間に係る給料支払明細書に記されている給与額及び厚生年金保険料控除額と相違しており、標準報酬月額の記録が、実際よりも低くなっていると思われる。

標準報酬月額の記録を、給料支払明細書に記されている保険料控除額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年4月は16万円、同年5月から同年9月までは19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は27万円、同年12月10日は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額に

については 27 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 26 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額については26万円、申立期間②に係る標準賞与額については25万4,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額につい

ては 26 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 25 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は24万円、同年12月10日は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額につい

ては 24 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 23 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は30万円、同年12月10日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額に

については 30 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 29 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は28万円、同年12月10日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額につい

ては 28 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は30万円、同年12月10日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。申立期間には賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立期間①に係る標準賞与額につ

いては 30 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 29 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月2日から同年12月1日まで

私は、昭和39年2月15日にC社（現在は、B社）に入社し、44年2月25日にD社を退職するまで関連会社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和39年10月2日にC社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月2日から同年12月1日まで

私は、C社（現在は、B社）のD営業所に勤務し、関連会社間での転籍はあったが、途中で退職したことは無いにもかかわらず申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和39年10月2日にC社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私の夫は、昭和29年にC社D本社に入社後、転勤命令を受け、新しく設立された同社E支店（後に、A社）に勤務したが、同社同支店には43年11月まで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の同僚の陳述から判断すると、申立人は昭和35年7月1日から、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の空白期間のある同僚から提出されたA社の給料支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間であるものの、商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年6月*日である上、申立人と同様に、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚10人は、「申立期間も勤務していた。」と陳述していることから、同社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める

適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、当該同僚がC社において昭和35年7月1日に資格を喪失した際の標準報酬月額に見合う保険料額と一致することから、申立人についても、同社における同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件に該当する事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和40年4月1日から57年9月30日まで勤務したが、同社C工場から同社D工場に異動した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。当該期間も同社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と同時期に異動した複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D工場は、昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、B社は、「異動に伴う厚生年金保険被保険者資格の喪失日と取得日は同日とすべきであるが、申立人の場合は、A社の喪失日を同社D工場が適用事業所となった昭和41年12月1日とすべきところを同日としなかった可能性は否定できない。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和38年11月10日から47年1月31日まで勤務したが、同社C工場から同社D工場に異動した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。当該期間も同社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に異動した複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D工場は、昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、B社は、「異動に伴う厚生年金保険被保険者資格の喪失日と取得日は同日とすべきであるが、申立人の場合は、A社の喪失日を同社D工場が適用事業所となった昭和41年12月1日とすべきところを同日としなかった可能性は否定できない。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 13947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

私は、昭和41年3月にA社D店に入社し、同年10月の同社C支店の開設に伴い、同年9月下旬には同支店に異動した。両事業所には継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白になっている。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、A社C支店の申立期間当時の給与・社会保険担当者の陳述及び同時期に異動した複数の同僚等の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年9月26日にA社D店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、前述の同僚の陳述等により、申立期間当時、同社同支店は5人以上の従業員を使用していたことが認められることから、同社同支店は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社C支店は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は3万円、17年7月15日は17万8,000円、18年7月14日は17万3,000円、同年12月15日は21万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年7月15日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は17万8,000円、申立期間③は17万3,000円、申立期間④は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に申立人を含め約 15 人の事務職員に賞与を支払い、当該賞与に係る届出を行ったとしているが、オンライン記録によると、その全員の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 13949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和48年5月に採用され、A社が運営するD事業所でE職として勤務し、50年4月に新設されたC事業所に異動したが、厚生年金保険被保険者記録は同年5月1日からとなっている。1か月間の勤務の空白は無いことから、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る勤務記録カード及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社が経営する事業所に継続して勤務し（昭和50年4月1日にD事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC事業所における昭和50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、C事業所は、昭和50年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無いものの、申立人は、「私がC事業所に異動した昭和50年4月1日時点では、同事業所には20人以上の社員が勤務していた。同事業所はF事業を行っていた。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、同年5月1日にC事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者が26人確認できる

ことから、同事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月23日は35万円、16年7月26日は28万円、同年12月27日及び17年7月27日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成16年7月26日
③ 平成16年12月27日
④ 平成17年7月27日

年金事務所からの連絡により、申立期間にA社から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月23日は35万円、16年7月26日は28万円、同年12月27日及び17年7月27日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月21日から同年10月1日まで
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は、当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から提出のあった昭和37年8月21日付け社員人事名簿及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年8月21日に合併によりA社となる前のB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間であるものの、同社に係る商業登記簿によると、同社は、同年6月*日に設立されている上、上記の社員人事名簿において、18人の従業員の名前が確認できることから、申立期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定

める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13952

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年4月から10年2月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年4月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されている。
申立期間の保険料控除額が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年4月から10年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書並びに同年分源泉徴収票において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成19年8月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年3月については、申立人は当該月の保険料控除額を確認できる給与明細書を保管していない上、申立人から提出された同年分源泉徴収票からも当該月の保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月25日から同年12月3日まで

私の年金記録を確認すると、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。当該期間は同社から同社C支店へ転勤した時期であり、継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事台帳、同社の人事担当者の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和34年11月25日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和34年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得日が昭和34年12月3日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで
年金事務所から、A社及びC社で勤務していた同僚の年金記録が訂正された旨の案内があり、自身の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間頃にA社から関連会社のC社へ転籍したが、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員名簿及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は昭和48年4月10日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、A社の当時の経理責任者は、「当社からC社に異動した従業員については、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、当社で厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

は、申立期間当時の資料が無いため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月15日から同年5月1日まで

年金事務所から、A社における申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も同社C支店から同社B支店に異動した当該期間における厚生年金保険が未加入となっていることが分かった。私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳、雇用保険の加入記録及びD国民健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年4月15日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和35年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月7日は27万円、同年12月10日及び16年7月13日は40万円、同年12月10日は44万9,000円、17年7月8日は40万円、同年12月9日は48万円、18年7月10日は42万円、同年12月8日は52万円、19年7月10日は45万円、同年12月7日は55万円、20年7月10日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月7日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月13日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月10日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年7月10日
⑩ 平成19年12月7日
⑪ 平成20年7月10日

平成23年8月31日付けで、A社の事業主が年金事務所に届け出たとおり、申立期間に賞与の支払があった。それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る普通預金元帳、元同僚の賃金台帳及び賞与明細書により推認できる保険料控除額又は賞与支給額から、平成15年7月7日は27万円、同年12月10日及び16年7月13日は40万円、同年12月10日は44万9,000円、17年7月8日は40万円、同年12月9日は48万円、18年7月10日は42万円、同年12月8日は52万円、19年7月10日は45万円、同年12月7日は55万円、20年7月10日は46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年11月にC社（現在は、D社）に入社し、同社を退職するまでの間、継続して勤務したが、同社の関連会社であるA社からC社に移籍した際の厚生年金保険被保険者記録を見ると、平成13年3月31日に資格を喪失し、同年4月1日に資格を取得しており、1か月欠落していることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びE健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、転籍先であるD社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の取得日は平成13年4月1日となっており、B社は、「保管している厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失日が平成13年3月31日となっているため、喪失日を誤って届け出たと推測する。」と陳述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成13年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は44万円、同年12月10日は42万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

平成16年8月及び同年12月には、いずれも約44万円程度の賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴

収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については 44 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 42 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は25万円、同年12月10日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

平成16年8月及び同年12月には、いずれも25万円の賞与が支給されており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉

徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については 25 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から当該期間に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の当該期間に係る標準賞与額については52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は28万円、同年12月10日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

平成16年8月10日には28万円、同年12月10日には27万7,000円の賞与が支給されており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、当該期間に係る標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉

徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については 28 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 27 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は42万円、同年12月10日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴

収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については42万円、申立期間②に係る標準賞与額については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年12月に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

平成16年12月10日には21万6,000円の賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から当該期間に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の当該期間に係る標準賞与額

については21万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 13964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が漏れていることが分かった。

申立期間に賞与を支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準

賞与額については 26 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 25 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の記録並びに複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において厚生年金保険が適用されるべきであり、厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月15日

A社B工場から申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除された。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金記録には反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間において、事業主により賞与が支払われていることが確認できる。

また、A社B工場が加入するC健康保険組合において、申立人を含む299人について申立期間における標準賞与額に係る記録が確認できるところ、同健康保険組合は、「申立期間に係る賞与支払届等は保管していないが、申立期間当時、A社B工場から提出された健康保険被保険者賞与支払届及び健康保険被保険者賞与支払届総括表は3枚複写であり、当組合から社会保険事務所に回送していた。回送する際、当組合で受け付けた人数分の同賞与支払届があることをきちんと確認していた。」としている。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表（以下「総括表」という。）に記載されている被保険者数は299人であったものが、赤字で200人に訂正されている事跡があるところ、A社B工場及びC健康保険組合は、「当該総括表

を赤字で訂正することはない。」としているが、日本年金機構Dブロック本部E事務センター（以下「E事務センター」という。）は、「当該総括表を赤字で訂正することはある。」としていることなどから、同総括表は、社会保険事務所到達後に訂正されたものであることが推認できる上、同社の所在地を管轄する年金事務所は、「被保険者数の訂正をどこで行ったものか判断はできないが、事業所に事前連絡は可能であり、事務処理を誤った可能性がある。」としている。

また、E事務センターは、「申立期間当時、事業所を管轄する社会保険事務所では、総括表の被保険者数と厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の人数が相違するとき、基本的には事業所に確認し、総括表の被保険者数が異なる場合には訂正していた。」としているところ、C健康保険組合に299人分の当該賞与支払届を提出したA社B工場が、社会保険事務所から当該総括表の被保険者数についての問い合わせに対して、200人と回答するとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（《標準賞与額》（別添一覧表参照））に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

別添

大臣番号	氏名	生年月日	納付記録の 訂正が必要な期間	標準賞与額
13966	女	昭和49年生	平成16年12月15日	47万4,000円
13967	男	昭和52年生	平成16年12月15日	48万5,000円
13968	男	昭和48年生	平成16年12月15日	60万4,000円
13969	男	昭和43年生	平成16年12月15日	54万5,000円
13970	女	昭和28年生	平成16年12月15日	20万2,000円
13971	男	昭和48年生	平成16年12月15日	41万8,000円
13972	男	昭和50年生	平成16年12月15日	42万9,000円
13973	男	昭和25年生	平成16年12月15日	136万円
13974	男	昭和53年生	平成16年12月15日	42万7,000円
13975	男	昭和54年生	平成16年12月15日	39万3,000円
13976	男	昭和53年生	平成16年12月15日	39万1,000円
13977	男	昭和53年生	平成16年12月15日	39万7,000円
13978	男	昭和53年生	平成16年12月15日	31万2,000円
13979	男	昭和54年生	平成16年12月15日	40万9,000円
13980	女	昭和53年生	平成16年12月15日	39万3,000円
13981	男	昭和53年生	平成16年12月15日	39万6,000円
13982	男	昭和33年生	平成16年12月15日	59万2,000円
13983	男	昭和49年生	平成16年12月15日	54万1,000円
13984	男	昭和54年生	平成16年12月15日	40万3,000円
13985	男	昭和55年生	平成16年12月15日	37万円
13986	男	昭和34年生	平成16年12月15日	150万円
13987	男	昭和25年生	平成16年12月15日	141万9,000円
13988	男	昭和32年生	平成16年12月15日	65万円
13989	男	昭和43年生	平成16年12月15日	127万2,000円
13990	男	昭和31年生	平成16年12月15日	141万9,000円
13991	男	昭和40年生	平成16年12月15日	64万8,000円
13992	男	昭和22年生	平成16年12月15日	135万円
13993	男	昭和30年生	平成16年12月15日	77万1,000円
13994	男	昭和23年生	平成16年12月15日	87万4,000円
13995	男	昭和22年生	平成16年12月15日	135万円
13996	男	昭和39年生	平成16年12月15日	140万3,000円
13997	男	昭和24年生	平成16年12月15日	74万3,000円
13998	男	昭和33年生	平成16年12月15日	85万4,000円
13999	男	昭和25年生	平成16年12月15日	82万8,000円
14000	男	昭和41年生	平成16年12月15日	59万1,000円
14001	男	昭和31年生	平成16年12月15日	86万円
14002	女	昭和44年生	平成16年12月15日	52万6,000円
14003	男	昭和54年生	平成16年12月15日	43万7,000円
14004	男	昭和53年生	平成16年12月15日	41万9,000円
14005	男	昭和57年生	平成16年12月15日	33万9,000円
14006	男	昭和57年生	平成16年12月15日	31万9,000円
14007	男	昭和57年生	平成16年12月15日	30万7,000円
14008	男	昭和42年生	平成16年12月15日	39万7,000円
14009	男	昭和44年生	平成16年12月15日	36万7,000円
14010	男	昭和44年生	平成16年12月15日	36万8,000円
14011	男	昭和30年生	平成16年12月15日	150万円
14012	男	昭和32年生	平成16年12月15日	78万5,000円
14013	男	昭和26年生	平成16年12月15日	139万1,000円
14014	男	昭和59年生	平成16年12月15日	31万3,000円
14015	男	昭和59年生	平成16年12月15日	31万2,000円
14016	男	昭和54年生	平成16年12月15日	43万2,000円
14017	男	昭和53年生	平成16年12月15日	41万5,000円
14018	男	昭和28年生	平成16年12月15日	150万円
14019	男	昭和39年生	平成16年12月15日	76万円
14020	男	昭和48年生	平成16年12月15日	55万9,000円
14021	男	昭和49年生	平成16年12月15日	35万8,000円

14022	男	昭和49年生	平成16年12月15日	35万9,000円
14023	男	昭和47年生	平成16年12月15日	41万1,000円
14024	男	昭和51年生	平成16年12月15日	35万円
14025	男	昭和59年生	平成16年12月15日	26万9,000円
14026	男	昭和59年生	平成16年12月15日	27万円
14027	男	昭和60年生	平成16年12月15日	27万円
14028	男	昭和59年生	平成16年12月15日	27万円
14029	男	昭和60年生	平成16年12月15日	27万円
14030	男	昭和59年生	平成16年12月15日	27万円
14031	男	昭和59年生	平成16年12月15日	27万円
14032	男	昭和37年生	平成16年12月15日	77万3,000円
14033	男	昭和25年生	平成16年12月15日	127万円
14034	男	昭和30年生	平成16年12月15日	58万7,000円
14035	男	昭和41年生	平成16年12月15日	72万1,000円
14036	男	昭和40年生	平成16年12月15日	75万3,000円
14037	男	昭和43年生	平成16年12月15日	62万1,000円
14038	男	昭和18年生	平成16年12月15日	49万6,000円
14039	女	昭和47年生	平成16年12月15日	41万円
14040	男	昭和18年生	平成16年12月15日	39万3,000円
14041	男	昭和18年生	平成16年12月15日	49万6,000円
14042	男	昭和42年生	平成16年12月15日	71万9,000円
14043	男	昭和54年生	平成16年12月15日	28万9,000円
14044	男	昭和53年生	平成16年12月15日	31万6,000円
14045	男	昭和22年生	平成16年12月15日	129万円
14046	男	昭和30年生	平成16年12月15日	68万9,000円
14047	男	昭和45年生	平成16年12月15日	65万1,000円
14048	男	昭和44年生	平成16年12月15日	56万円
14049	男	昭和55年生	平成16年12月15日	29万円
14050	男	昭和54年生	平成16年12月15日	35万6,000円
14051	男	昭和60年生	平成16年12月15日	21万9,000円
14052	男	昭和60年生	平成16年12月15日	21万9,000円
14053	男	昭和60年生	平成16年12月15日	21万9,000円
14054	男	昭和61年生	平成16年12月15日	21万9,000円
14055	男	昭和60年生	平成16年12月15日	21万9,000円
14056	男	昭和19年生	平成16年12月15日	87万3,000円
14057	女	昭和54年生	平成16年12月15日	6万7,000円
14058	男	昭和54年生	平成16年12月15日	6万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

夫にA社B工場から申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除された。

しかし、年金事務所における夫の申立期間の記録は、年金記録には反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間において、事業主により賞与が支払われていることが確認できる。

また、A社B工場が加入するC健康保険組合において、申立人を含む299人について申立期間における標準賞与額に係る記録が確認できるところ、同健康保険組合は、「申立期間に係る賞与支払届等は保管していないが、申立期間当時、A社B工場から提出された健康保険被保険者賞与支払届及び健康保険被保険者賞与支払届総括表は3枚複写であり、当組合から社会保険事務所に回送していた。回送する際、当組合で受け付けた人数分の同賞与支払届があることをきちんと確認していた。」としている。

一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表（以下「総括表」という。）に記載されている被保険者数は299人であったものが、赤字で200人に訂正さ

れている事跡があるところ、A社B工場及びC健康保険組合は、「当該総括表を赤字で訂正することはない。」としているが、日本年金機構Dブロック本部E事務センター（以下「E事務センター」という。）は、「当該総括表を赤字で訂正することはある。」としていることなどから、同総括表は、社会保険事務所到達後に訂正されたものであることが推認できる上、同社の所在地を管轄する年金事務所は、「被保険者数の訂正をどこで行ったものか判断はできないが、事業所に事前連絡は可能であり、事務処理を誤った可能性がある。」としている。

また、E事務センターは、「申立期間当時、事業所を管轄する社会保険事務所では、総括表の被保険者数と厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の人数が相違するとき、基本的には事業所に確認し、総括表の被保険者数が異なる場合には訂正していた。」としているところ、C健康保険組合に299人分の当該賞与支払届を提出したA社B工場が、社会保険事務所から当該総括表の被保険者数についての問い合わせに対して、200人と回答するとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額31万円に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から48年3月まで

私は、妻に勧められ、昭和49年頃にA県B市C区役所で国民年金の加入手続を行った。そのときに、妻にも国民年金保険料の未納があったので、私の申立期間と妻の未納期間の納付書をそれぞれ発行してもらい、同区役所の会計窓口で夫婦二人分の保険料を一括して納付した。納付額は、夫婦二人分で10万円以内の金額だったと思う。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が所持する年金手帳を見ると、手帳の発行日は共に昭和49年2月6日と記されており、また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で同年3月に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認されることから、この時期は第2回特例納付の実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料については、特例納付及び過年度納付することが可能である。

しかしながら、特例納付制度は、本来、年金受給権確保の観点から実施されたものであり、申立人については、当該加入手続以降60歳に達するまでの間において、納付を継続することにより、老齢年金の受給要件である25年の受給資格期間を満たすことが可能であったことから、当該特例納付の勧奨対象者とされなかったと考えられるほか、特例納付により国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる特別な事情等は見当たらない。

なお、申立人の妻は、60歳で老齢年金の受給資格期間を満たすには、国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により29月納付する必要があるところ、

申立人の妻の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、過年度の未納期間のうち、受給資格要件を満たすために、昭和45年4月以降の保険料について遡って特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、一括して一緒に納付した夫婦二人の国民年金保険料額は10万円以内であると主張しているが、申立人及びその妻のそれぞれの資格取得日から加入手続時までの未納保険料の合計額は、その主張する額の倍以上であり、また、妻の未納期間を昭和45年4月から48年3月までとしても、その未納保険料と申立人の未納保険料との合計額は10万円以内にはならない。

さらに、申立人は、加入手続を行ったときに、区役所の会計窓口で国民年金保険料を一括して納付したとしているが、国庫金である特例納付保険料及び過年度保険料は、区役所の窓口では収納することができない上、申立人の妻の昭和45年4月から48年3月までの保険料については、複数回に分けて特例納付及び過年度納付されていることが国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により確認でき、このことは申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から42年3月まで

私が昭和46年6月に結婚した後、時期は定かではないが、母から、「昭和41年6月頃に国民年金に加入し、あなたが結婚する少し前までの国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人に欠かさず納付していた。」と聞いたことを覚えているので、間違いなく母が私の保険料を納付していたはずである。

母は既に亡くなっており、具体的なことは分からないが、申立期間について、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期について、昭和41年6月頃に申立人の母が行ったことを、母自身から聞いたことがあると申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年11月に申立人の家族3人（母・兄・姉）と一緒に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、当該加入手続は、この手帳記号番号の払出しの頃に行われたものと推定され、また、申立人に係る強制加入被保険者資格の取得については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、41年*月*日に遡ったものであることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、その母が集金人を通じて納付していたと母から聞かされたのを覚えていると申し立てているところ、前述の加入手続が行われたと推定される時点において、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能であるが、当時、A県B市では、集金人を通じて過年度保険料を納付することができず、このことと申立人の申立内容は符合しない。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、申立人の母が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、おそらく平成9年8月頃に、A県B市役所C課（当時）の窓口へDの手続に行った際、当該窓口の職員から国民年金保険料の免除申請の手続きができることを聞き、免除申請を希望することを伝えると、「今度来るまでに書類を用意しておきます。」と言われたので、一旦、自宅に戻り、その日のうちに同じ窓口で国民年金保険料の免除申請の手続を行った。

免除申請の手続は、Dの手続を行った時と同じ職員が対応してくれ、その職員に言われるまま手続を行ったので、手続の詳細については思い出せず、手続後に通知を受け取った記憶も無いが、最後に同職員から免除手続はこれで大丈夫といった意味のことを言われ、安心したことを記憶している。

私は、国民年金保険料の免除申請が毎年1回必要であることは聞かされていなかったため、その後の免除申請の手続は行っていないが、手続を行った申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、平成9年8月頃に、B市のC課の窓口でDの手続と併せて国民年金保険料の免除申請を行った。」と申し立てている。

しかしながら、申立人が国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金の加入手続を行う必要があるところ、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者関係届書（新規用）を見ると、「職権適用」及び「9.9.10 入力済」と押印されており、職権により処理されていることが確認できる上、申立人に係る関係届書は上記以外には見当たらないことから、申立人が自ら

加入手続を行った状況はうかがえない。

また、B市は、「E課（当時）以外の窓口で国民年金保険料の免除申請等の事務業務を行っていなかった。」旨回答しており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、国民年金保険料の免除申請を行った場合、国民年金保険料免除承認通知書又は国民年金保険料免除却下通知書が送付されるが、申立人は、「通知書を受け取った記憶は無い。」旨陳述しており、平成10年5月に作成されたB市の国民年金賦課収納状況一覧表においても、申立人に係る申立期間の収納状況は未納を示す空欄となっている上、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき事務処理が電算化されており、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる上、申立人から申立期間の国民年金保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から17年3月までの期間及び18年7月から22年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から17年3月まで
② 平成18年7月から22年9月まで

私は、平成8年8月に会社を退社した後、A県B市C区役所において国民年金保険料の免除申請の手続を行った。

その際に窓口の職員から、一度、継続申請を出せば、仕事に就いていなかったときは申請が継続するという説明を受けたので、それ以降は、B市C区において免除申請の手続を行っていなかった。

その後、D県E市及び同県F市へ転居したが、役所から何の説明もなかったことから、国民年金保険料の免除が継続されているものと思っていた。

平成18年にD県G市へ転居した際に、過去に未納期間があることを指摘されたことから、免除申請の手続を行い、申請を継続するように依頼した。

申立期間は、それぞれ国民年金保険料の免除期間とされているはずであり、未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「平成8年8月に会社を退社した後、B市C区役所において、国民年金保険料の免除申請について、一度、継続申請を出せば、申請が継続する旨の説明を受けた。」と申し立てているが、制度上、保険料の免除申請の継続申請に係る事務取扱いが開始されたのは平成17年7月からであり、申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間①について、申立人は、B市C区からE市H区へ転居した際、国民年金の手続をしたと思うが詳細はよく覚えていないと陳述しているところ、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立人は、平成13年2月16日

付けで、B市C区からE市H区へ転居していることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料について、同区で免除申請を行うためには、同区において国民年金の住所変更の手続を行うことが必要であるが、申立人に係るオンライン記録を見ると、B市C区からE市H区への住所変更の記録は確認できない上、同年3月に不在被保険者とされた記録が確認できることから、申立人は、転居先の同区において、国民年金の住所変更の手続を行わなかった状況がうかがえ、当該期間の保険料に係る免除申請ができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、直前の平成17年4月から18年6月までの国民年金保険料に係る免除申請をG市で行い、承認されていることがオンライン記録及び年金事務所が保管する申立人提出の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」により確認できる上、当該申請書を見ると、翌年度以降の免除申請の継続も希望していることが確認できる。このことから、申立期間②のうち、同年7月から19年6月までの保険料については、継続申請者として免除申請を行ったものと取り扱われ、社会保険事務所（当時）は承認の可否を審査するため、申立人に対して所得状況を確認するための書類を送付したが、指定した期限内に提出がなかったことから、国民年金法に定める免除等の要件に該当するかどうか確認できないとして、当該期間の保険料の免除申請について却下するとともに、期間延長不承認とされたことが年金事務所が保管する資料等により確認できる。

加えて、上述のとおり、国民年金保険料の免除申請が却下された場合、翌年度以降の免除申請を改めて行うことが必要となるが、申立人は、G市における保険料の免除申請の手続については一度しか行っていないと陳述している。

このほか、申立期間①及び②は、平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金に係る事務処理が電算化されており、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる上、申立人から当該期間の国民年金保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすこともできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月頃から 46 年春頃まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。
申立期間において、A社でB業務及びC業務に従事していた。また、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録、申立期間当時の住宅地図及び申立人の陳述から、A社が現存していたことが認められるものの、同社の代表取締役及び元従業員に当時の状況について照会を行ったが回答が無く、申立人の同社における勤務状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間を通じて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

さらに、商業登記簿の記録によると、A社は、昭和 54 年に閉鎖されている上、前述の代表取締役以外の役員及びその他の従業員等の連絡先は不明であるため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14061（和歌山厚生年金事案 614 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。そこで、年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時）に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。
今回、再申立てに当たり、私の妻は、私が昭和 53 年 8 月 31 日まで勤務したことを記憶しているので、このほかに、新たな資料等はないが、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の勤務状況に関する鮮明な記憶から、昭和 53 年 8 月 31 日までA社に勤務していたと推認できるものの、i) 雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における離職日は、同年 8 月 30 日であり、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と一致していることから、同社が申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年 8 月 31 日として届けたものと認められること、ii) 申立期間当時の事業主は、「A社は平成 19 年 12 月*日に解散しているため、当時の資料は残っておらず、経理担当者も既に亡くなっているため確認できない。」旨回答しているほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情等は見当たらないこと等を理由として、既に、年金記録確認和歌山地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 1 日付け、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の妻は、私が昭和 53 年 8 月 31 日まで勤務していたことを記憶している。」として再申立てを行っているところ、申立人の妻は、申

立期間について、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、給与額及び厚生年金保険料の控除については記憶しておらず、同人から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

また、前回の調査において当時の事情を照会した元従業員に、今回、改めて事情を聴取したところ、そのうちの3人は申立人の申立期間当時の保険料控除等について分からないとしている上、当該3人が氏名を記憶していた当時の事務担当者に照会をしたものの、同人は高齢のため当時の事情を聴取することができず、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと認めるに足る新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認和歌山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 12 月 1 日から 15 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。このうち、申立期間②については、事業主による作為的な届出の可能性を感じている。

いずれの申立期間においても、毎月約 30 万円程度の給与が支給されていたので、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は平成 23 年 1 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は、「貸金台帳等の関連資料は所持していない。」旨回答している上、商業登記簿の記録によると同社は既に破産しており、同社の破産管財人からも、同社に係る関係資料の提出が無いことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社の申立期間①当時の総務担当者が、「申立期間①当時は、実際の給与支給額に基づく報酬月額を届出し、当該届出額に見合う厚生年金保険料を社員の給与から控除していた。」旨陳述しているところ、当該期間において、同社で厚生年金保険被保険者資格を有する同僚 19 人に照会し、5 人から回答を得たが、いずれも自身の厚生年金保険の加入記録には疑義が無いと回答している。

さらに、オンライン記録には、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、遡及して訂正されている等の不自然な事跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人提出の預金通帳の写し及び金融機関提出の取引明細表から、当該期間を通じ、おおむねオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与振込があったことがうかがえる。

しかしながら、前述のとおりA社は平成23年1月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は、「貸金台帳等の関連資料は所持していない。」旨回答している上、商業登記簿の記録によると同社は既に破産しており、同社の破産管財人からも、同社に係る関係資料の提出が無いことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社の申立期間②当時の総務担当者が、「申立期間②当時は、社会保険料を縮減するため、申立人を含む当時の社員については、実際の給与支給額より低い報酬月額を届出していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立人とほぼ同時期（平成14年12月1日又は15年1月1日）に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚15人の当該資格取得時の標準報酬月額が12万6,000円から15万円までの範囲であり、うち4人は申立人と同額の13万4,000円であることに加え、当該4人の標準報酬月額がいずれも申立人同様に平成15年7月1日付けの随時改定により、22万円と記録されていることを踏まえると、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録には、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、遡及して訂正されている等の不自然な事跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 3 日から平成元年 10 月 22 日まで
A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は請求も受給もしていない。

私のものとされる脱退手当金裁定請求書を見たが、私の筆跡ではなく、脱退手当金の振込先金融機関の口座番号にも覚えが無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、「受付 7.8.2 C社会保険事務所」「小切手 7.9.26 交付済」の押印が確認できる上、記載された住所も申立人の住所と一致していることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額にも計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から23年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間の加入記録が無いことが分かった。
A社には、前職を退職した後、知人に依頼されて入社し、申立期間には同社のC営業所でD職として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が申立期間当時の同僚と記憶する複数の者の氏名が確認できること、並びに同社の業務内容に係る複数の元従業員及び申立人の陳述が符合することから判断して、期間は定かでないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の後継会社であるB社は、「申立期間当時の人事記録等の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等は不明である。」旨陳述している。

また、前述の申立人が氏名を記憶する複数の元従業員は、死亡又は連絡先が不明である上、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る者のうち、回答の有った22人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人が氏名を記憶する者のうち、複数の者について、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

加えて、前述の22人のうち複数の者が、「申立期間当時、A社には試用期間が有ったので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、これらの者の同社にお

ける厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれもそれぞれが記憶する入社時期の10か月ないし1年経過後であることを踏まえると、申立期間当時、同社では必ずしも従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。